

ハートコール訪問看護ステーション

訪問看護 重要事項説明書（介護保険用）

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社ハートコール訪問看護
住所	兵庫県尼崎市大庄北 1 丁目 5 番 7 号
代表者氏名	代表取締役 布施 努
設立日	平成 21 年 7 月 13 日
電話番号	06-4950-7733

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

事業所名称	ハートコール訪問看護ステーション
介護保険指定 事業者番号	2863090474
事業所所在地	兵庫県尼崎市七松町 3 丁目 17-20 D ビル壱号館 101 号
連絡先	TEL：06-4950-0866 FAX：06-4950-6177
相談担当者	管理者：佐木田 佳寿美

3. 当法人のあわせてサービス提供を実施する事業

事業所名称	ハートコールケアプランセンター
介護保険指定 事業者番号	2873006437

4. 事業所の目的と運営方針

事業所の目的

指定訪問看護の適正かつ円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあったは要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。

運営の方針

- （１）ハートコール訪問看護ステーション（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する

能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。

- (2) 利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (4) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (5) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

5. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業時間	9：00～17：30 月曜日～金曜日
休日	土・日曜日 国民の休日 年末年始（12月29日～1月3日）
緊急体制	緊急時訪問看護加算の同意・契約の利用者様には、電話相談・訪問対応いたします。

6. 事業所の職員体制

管理者： 看護師 佐木田 佳寿美

職 種	職 務 内 容	人員数
管理者	1 医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護師	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医からの文書による指示を受けるとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、医師との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画書を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画書の変更を行います。	常勤 3名 非常勤 4名

	5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状態及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席などにより、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	
事務員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1 名

7. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 看護介護行為（利用者に対して） ・バイタルサインチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）、身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）、療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など） ② 医療的処置行為 ・創傷及び褥瘡処置、人工肛門・人工膀胱管理ケア、経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア、尿道留置カテーテル・自己導尿管管理ケア、在宅酸素療法管理ケア、在宅人工呼吸器管理ケア、喀痰の吸引・管理、点滴、排泄管理ケア（浣腸・排便） ③ リハビリ援助行為 ・拘縮予防、認知予防指導（趣味の活用など） ④ 介護者に対して ・介護の方法指導、介護福祉など社会資源の紹介、褥瘡予防・リハビリの方法、食事指導（介助の工夫・方法など）、室内環境整備の工夫、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法など、介護者の健康相談・助言

(2) 看護職員禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※基本単位×負担割合×地域単位（1単位＝10.7円）

【訪問看護費】（2024年6月1日より変更）

		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金	20分未満	314	3,359円	335円	671円	1,007円
	30分未満	471	5,039円	503円	1,007円	1,511円
	30分以上1時間未満	823	8,806円	880円	1,761円	2,641円
	1時間以上 1時間30分未満	1128	12,069円	1,206円	2,413円	3,620円
看護体制強化加算Ⅰ	1月につき	550	5,885円	588円	1,177円	1,765円
看護体制強化加算Ⅱ	1月につき	200	2,140円	214円	428円	642円

【介護予防訪問看護費】（2024年6月1日より変更）

		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金	20分未満	303	3,242円	324円	648円	972円
	30分未満	451	4,825円	482円	965円	1,447円
	30分以上1時間未満	794	8,495円	849円	1,699円	2,548円
	1時間以上1時間30分未満	1090	11,663円	1,166円	2,332円	3,498円
看護体制強化加算	1月につき	100	1070円	107円	214円	321円

※ 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合、所定単位数の25%増

※ 深夜（22:00～6:00）の場合、所定単位数の50%増

【提供状況や指示内容に関する加算】

		(単位 数)	利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
初回加算 (Ⅰ)	1 月につき	350	3,745 円	374 円	749 円	1,123 円
初回加算 (Ⅱ)	1 月につき	300	3,210 円	321 円	642 円	963 円
退院時共同指導加算	1 回につき	600	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	1 回につき	6	64 円	6 円	12 円	19 円
サービス提供体制強 化加算 (Ⅱ)	1 回につき	3	32 円	3 円	6 円	9 円
複数名訪問加算 (Ⅰ)	30 分未満 1 回につき	254	2,717 円	271 円	543 円	815 円
	30 分以上 1 回につき	402	4,301 円	430 円	860 円	1,290 円
複数名訪問加算 (Ⅱ)	30 分未満 1 回につき	201	2,150 円	215 円	430 円	645 円
	30 分以上 1 回につき	317	3,391 円	339 円	678 円	1,017 円
長時間訪問看護加算	1 回につき	300	3,210 円	321 円	642 円	963 円
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	1 月につき	600	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	1 月につき	574	6,141 円	614 円	1,228 円	1,842 円
特別管理加算 (Ⅰ)	1 月につき	500	5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円
特別管理加算 (Ⅱ)	1 月につき	250	2,675 円	267 円	535 円	802 円
看護・介護職員連携強 化加算	1 回につき	250	2,675 円	267 円	535 円	802 円
口腔連携強化加算	1 月につき	50	535 円	53 円	107 円	160 円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族に対して 24 時間
連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応
じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る、（下段のかつこ内に記載しています。））に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは１日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、２４時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※初回加算Ⅰは新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定します。初回加算Ⅱは新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の

訪問看護を行った場合に算定します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書等により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り加算します。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間とサービス提供時間数が大幅に異なる場合には、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

(4) 介護保険給付とならない場合の利用料

サービス提供時間が90分を超える場合(30分毎に)、3,000円
エンゼルケア 15,000円

8. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額（介護保険を有する場合）、その他の費用の請求方法	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 毎月10日以降の訪問日に当事業所の看護師が、前月分の請求書を持参いたします。 イ 上記に係る請求書は、振込を希望される場合には利用明細を添えて振込用紙をお渡しします。 ※振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします お支払いを確認しましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 （医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
-------------------------------------	--

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9. サービスの提供にあたって

（1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事者にお知らせください。

（2）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

（3）主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」と作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

（4）サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

（5）看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10. サービス提供の記録

指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。

11. 営業地域

通常営業地域	尼崎市 全域
--------	--------

(注) 上記以外の地域への訪問は相談に応じます。その場合、実費相当分(距離×ガソリン代、駐車料金を含む)を頂く場合があります。

12. 緊急時の対応の方法

サービス提供時ご利用者の体調が急変、または重大な事故が発生した場合などの緊急時において、速やかに必要な措置が講じられるよう、主治医およびご家族等の連絡先を控えておく必要があります。また、急変時等において確実に連絡ができる体制を整備しておくことが重要です。可能であれば、複数名の連絡先をお願いします。

① ご利用者(家族)氏名: 続柄 ()

住所:

電話番号 ①

②

② ご利用者(家族)氏名:

続柄 ()

住所

電話番号 ①

②

主治医 () TEL ()

13. 虐待の防止について

ステーションは、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者: 管理者 佐木田 佳寿美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています

公益財団法人 日本訪問看護財団 「あんしん総合保険制度」

1 5. サービスの停止、中断、延期、変更について

(1) 以下の場合、サービスの提供の休止、中断、延期、変更を行うことがあります。

1) 地震、台風の直撃にともなう大雨や暴風、局部的豪雨・竜巻・大雪・路面凍結等の発生によって、下記の事態が発生した時

① ご利用者のご自宅の物的被害や、ご利用者・ご利用者の同居のご家族の人的被害が発生した時

② 弊社の事業所の建物や職員の自宅の物的被害や職員の人的被害が発生した時

③ 弊社の事業所および弊社の事業の対象地域において停電・ガス供給停止・断水・通信の途絶、交通機関の停止、大規模な渋滞のいずれかが発生した時

④ 上記③のいずれかの発生の有無に関わらず、弊社の職員による訪問のための移動が危険と判断した時

⑤ 弊社の事業所所在する地域の行政機関（市役所など）から、当該地域内の対象として気象に関する警戒レベル4以上相当の警報が発令された時

2) 弊社の事業所内または弊社の事業の対象地域において新型コロナウイルスを含む新型感染症や伝染病の感染拡大が発生した時、または感染拡大の発生が予想された時

3) 戦争、外国からの攻撃等、暴動、内乱、法令の制定・改廃、官公庁の命令・処分その他の政府の行為、争議の発生にともない、ご利用者および職員の安全が脅かされる、またはサービスの実施が困難と判断した時

4) 上記1)～3)以外の事由によって、弊社の事業所内または周辺地域において運送・通信回線の途絶が発生した時

5) その他の不可抗力と考えられる事態が発生した場合

(2) 上記の事態が発生した場合または発生が予想された場合、できる限り速やかにご利用者またはご利用者のご家族に、対応（休止・中断・延期・変更）の内容をご連絡させていただきます。但し、通信の途絶が発生している場合、ご連絡できないことがあります。

(3) 弊社の職員がご利用者宅を訪問中に非常事態が発生し、ご利用者を病院または避難所に搬送する必要性が生じた場合で、単独での対応が困難、および近隣住民の支援を得ることが困難と判断した場合は、事業所として組織的対応を行うため、地域また

は行政機関等の協力を得るために現場を離れることがあります。但し、この場合でも、停電が発生しているときは、下記の時間帯は職員の行動を制限することがあります。

・ 4月～9月 6:00頃～18:00頃 10月～3月 7:00頃～16:00頃

16. 契約の終了について

(1) 利用者は、事業者に対し次の事由に該当した場合、文書で通知することで、7日以上文書による予告期間においてこの契約の解除ができます。○事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合 ○事業者が守秘義務に反した場合 ○事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合 ○利用者が利用料の変更に応じられない場合

(2) 事業者は、利用者が正当な理由なくまたは故意に訪問看護（介護予防訪問看護）の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしめないなどの理由で契約の目的が達せられないと判断したときは、7日以上文書による予告期間をもって契約終了とします。

(3) その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。○利用者が死亡、3カ月以上にわたる入院、またはサービス提供地域外へ引越した場合 ○訪問看護サービスが提供できない施設に入居した場合 ○利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合 ○その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

17. ハラスメントについて（ご利用者及びご家族等の禁止事項）

当事業所は、ご利用者の皆様に信頼されるサービスを提供するためには、職員一人ひとりが安心できる職場でなければならないと考えます。そのため、職員への次のようなハラスメント行為は固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

① 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例：コップを投げつける。叩く。唾を吐く。

② 精神的暴力

個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

③ セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求など、性的な嫌がらせ行為。

例：必要もなく手や腕などを触る。抱きしめ。卑猥な言動を繰り返す。

④ 過度な要求

職員の契約内容以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容の要求。

⑤ プライバシー侵害

職員の許可なくその撮影をして SNS 上に投稿する、執拗に個人情報を訪ねるなど

⑥ その他、上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為

18. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション	住所 尼崎市七松町3丁目 17-20 Dビル壱号館 101号 電話 06-4950-7733 対応時間 平日 9:00～17:30
尼崎市の介護保険課 利用者相談係	住所 尼崎市七松町1丁目 23-1 電話 06-6489-6350 対応時間 平日 9:00～17:15
国民健康保険団体連合会 介護事務審査課相談窓口	住所 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 電話 078-332-5617 対応時間 平日 9:00～17:15

19. 秘密の保持と個人情報の保護

事業所は利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が制定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」および別紙（個人情報の取り扱いに関する特記事項）を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

20. 反社会的勢力の排除

事業者および管理者は、暴力団員等でないものとする。また、運営について暴力団などの支配を受けません。

21. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めます。

2025年4月1日改正

重要事項の説明年月日 年 月 日

訪問看護サービスの提供を開始するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

居宅サービス事業所

所在地 尼崎市七松町3丁目17-20 Dビル壱号館101号
ハートコール訪問看護ステーション

説明者 管理者 佐木田 佳寿美 印

私は、本書面により、事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

ご利用者

住所 ()

氏名 () 印

ご家族（代理人）

住所 ()

氏名 () 印